



茨城県報

第 1 7 2 4 号

平成17年11月17日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

青少年に有益な興行の推奨 (女性青少年課)	1
介護機関の指定 (厚生指導課)	2
指定居宅サービス事業者の廃止 (高齢福祉課)	3
指定居宅介護支援事業者の廃止 (高齢福祉課)	3
大規模小売店舗の廃止の届出 (中小企業課)	4
保安林の指定の予定 (林業課)	4
公有水面埋立ての免許の出願 (2件) (水産振興課)	5
道路の供用の開始 (2件) (道路維持課)	7
水戸・勝田都市計画風致地区の変更 (都市計画課)	8
下館・結城都市計画道路の変更 (都市計画課)	8
土地区画整理組合の解散の認可 (都市整備課)	9
事業計画の変更の認可 (4件) (下水道課)	9
事業計画の変更の認可の申請 (下水道課)	11
土地改良事業の適当決定 (土地改良事務所)	11
土地改良事業の認可 (2件) (土地改良事務所)	12
土地改良区役員の就退任 (土地改良事務所)	12

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (3件) (生活文化課)	14
基本測量の終了 (用地課)	15
公共測量の実施 (用地課)	16
開発行為の工事完了 (7件) (建築指導課)	16
道路の位置の指定 (建築指導課)	17

告 示

茨城県告示第1311号

茨城県青少年のための環境整備条例 (昭和37年茨城県条例第60号) 第7条の規定により、青少年に有益な興行として次のとおり推奨する。

平成17年11月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 推 奨 番 号	6
2 種 類	映画
3 題 名	カーテンコール
4 制 作	「カーテンコール」製作委員会
5 推 奨 年 月 日	平成17年11月2日
6 推 奨 理 由	<p>本作品は、昭和30年代の映画全盛期時代に活躍した幕間芸人の人生と家族愛を、下関の港町にある小さな映画館のにぎわいと斜陽を背景に描いたものである。</p> <p>時代の中の民族問題という重いテーマを内包しつつも、「父と娘」の人間関係の修復や人間の優しさが強く描かれており、時代を超えて、人と人とのつながりを深く考えさせる好作品である。</p>

茨城県告示第1312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

平成17年11月17日

茨城県知事 橋 本 昌

コ ー ド 名 称	所 在 地	サービスの種類	開 設 者	指 定 年月日
0870100088 ケアレジデンス水戸居宅 介護支援事業所	水戸市大塚町1741	居宅介護支援事業	株式会社ケアレ ジデンス	平成17年 10月17日
0870100765 ケアレジデンス水戸在宅 介護サービス事業部	水戸市大塚町1741	訪問介護	株式会社ケアレ ジデンス	平成17年 10月17日
0870102548 グループホーム小吹ケア センター	水戸市小吹町705 - 8	認知症対応型共同生活介護	有限会社サンパ ル	平成17年 10月6日
0870102555 デイサービス小吹ケアセ ンター	水戸市小吹町705 - 8	通所介護	有限会社サンパ ル	平成17年 10月6日
0870301264 土浦マロン館	土浦市菅谷町1358 - 1	認知症対応型共同生活介護	有限会社 久保 田電気	平成17年 10月11日
0870400389 古河市古河福祉の森診療 所通所リハビリテーショ ン事業所	古河市新久田271 - 1	通所リハビリテーション	古河市	平成17年 9月12日
0870400397 古河市古河福祉の森診療 所居宅介護支援事業所	古河市新久田271 - 1	居宅介護支援事業	古河市	平成17年 9月12日
0871700431 グループホーム藤代の里	取手市桜が丘1 - 17 - 13	認知症対応型共同生活介護	有限会社カルミ ックス	平成17年 10月11日
0872001300 ケアサポートやたべ	つくば市境田148 - 24	訪問介護	野村運送有限会 社	平成17年 10月14日
0872200480 サントピア鹿島ヘルパー ステーション	鹿嶋市宮中5200	訪問介護	社会福祉法人 神樹会	平成17年 10月13日

コ ー ド 名 称	所 在 地	サービスの種類	開 設 者	指 定 年月日
0872700117 つくし介護サービス	筑西市新治2051 - 1	訪問介護	有限会社みつこし	平成17年 10月12日
0873800858 ヤックス阿見訪問介護支 援センター	稲敷郡阿見町中央1 - 13 - 22	居宅介護支援事業	株式会社ヤックス ケアサービス	平成17年 10月17日
0875200016 ヘルパーステーション母 里	神栖市太田568 - 27	訪問介護	有限会社fグロウ	平成17年 10月17日
0875200024 デイサービスセンター母 里	神栖市太田568 - 27	通所介護	有限会社fグロウ	平成17年 10月17日
0875200032 ケアセンター母里指定居 宅介護支援事業所	神栖市太田568 - 27	居宅介護支援事業	有限会社fグロウ	平成17年 10月17日
0875200040 デイサービスセンター オレンジノート	神栖市掘割2 - 26 - 31	通所介護	医療法人社団 公慈会	平成17年 10月7日

茨城県告示第1313号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したもので、同法第78条の規定により告示する。

平成17年11月17日

茨城県知事 橋 本 昌

法人名	事業所名	所在地	サービスの種類	廃 止 年月日
株式会社シルバーライフネットワーク	株式会社シルバーライフネットワーク取手営業所	取手市新町5 - 18 - 18 - 201	訪問介護	平成17年 9月30日
株式会社 白亜	株式会社 白亜 訪問介護事業所	土浦市中高津2 - 17 - 15	訪問介護	平成17年 9月20日
社会福祉法人 旭村社会福祉協議会	旭村社会福祉協議会 訪問介護事業所	鹿島郡旭村造谷605 - 3	訪問介護	平成17年 10月10日
株式会社 ニチイ学館	アイリスケアセンター元吉田	水戸市酒門町3298 - 9	訪問入浴介護	平成17年 10月31日
株式会社 ニチイ学館	アイリスケアセンター水戸	水戸市桜川1 - 1 - 25	福祉用具貸与	平成17年 10月31日
社会福祉法人鉾田町社会福祉協議会	社会福祉法人鉾田町社会福祉協議会 訪問介護事業所	鹿島郡鉾田町大字当間228	訪問介護	平成17年 10月10日
有限会社 リベラ	有限会社 リベラ	東茨城郡大洗町磯浜町397	福祉用具貸与	平成17年 10月31日

茨城県告示第1314号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したもので、同法第85条の規定により告示する。

平成17年11月17日

茨城県知事 橋 本 昌

法人名	事業所名	所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人 霞水会	医療法人 霞水会 ケアプランセンター土浦厚生病院	土浦市東若松町3969	居宅介護支援	平成17年9月20日
株式会社シルバーライフネットワーク	株式会社シルバーライフネットワーク取手営業所	取手市新町5 - 18 - 18 - 201	居宅介護支援	平成17年9月30日
真壁町	真壁町指定居宅介護支援事業所	真壁郡真壁町山尾604 - 1	居宅介護支援	平成17年9月30日
社会福祉法人銚田町社会福祉協議会	社会福祉法人銚田町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	鹿島郡銚田町大字当間228	居宅介護支援	平成17年10月10日

茨城県告示第1315号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出について、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成17年11月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

イオン株式会社

代表執行役 岡 田 元 也

(2) 住所

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5 - 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

水戸石川ショッピングセンター

水戸市石川2丁目4057

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

12,874m²

(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 m²

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となった日

平成17年9月30日

3 届出年月日

平成17年11月7日

茨城県告示第1316号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林を指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成17年11月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

久慈郡大子町大字大子字太郎平2203番1, 2203番2, 2203番4

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。

宇太郎平2203番 2, 2203番 4

イ 次の森林については、択伐による。

宇太郎平2203番 1

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1317号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき、公有水面埋立て免許の出願があったので、同法第 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成17年11月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請者名称及び住所並びに代表者氏名及び住所

- (1) 申請者名称 茨城県
- (2) 申請者住所 茨城県水戸市笠原町978番 6
- (3) 代表者氏名 茨城県知事 橋 本 昌
- (4) 代表者住所 茨城県水戸市大町 2 丁目 1 番33号 県公舎

2 埋立区域

- (1) 位 置 茨城県ひたちなか市地先の公有水面
- (2) 区 域 次の の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域

の地点 那珂湊漁港埋立区域に係る基準点 T - 1 (北緯36度20分22秒6550, 東経140度36分11秒1145) から43度42分58秒795.64メートルの地点

の地点 の地点から 210度18分06秒 260.00メートルの地点

の地点 の地点から 300度15分27秒 6.84メートルの地点

の地点 の地点から 255度15分25秒 9.42メートルの地点

の地点 の地点から 300度15分27秒 14.50メートルの地点

の地点 の地点から 30度15分27秒 272.51メートルの地点

の地点 の地点から 120度15分27秒 14.72メートルの地点

の地点 の地点から 165度15分29秒 8.26メートルの地点

- (3) 面 積 7,528.85平方メートル

3 埋立に関する工事の施行区域

- (1) 位 置 茨城県ひたちなか市地先の公有水面
- (2) 区 域 次の①の地点から㊦の地点を順次に結んだ線及び㊧の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに土砂採取場所的那珂湊漁港泊地
 - ①の地点 那珂湊漁港埋立区域に係る基準点 T - 1 (北緯36度20分22秒6550, 東経140度36分11秒1145) から47度29分14秒914.84メートルの地点
 - ㊦の地点 ①の地点から 210度15分27秒 460.00メートルの地点
 - ㊧の地点 ㊦の地点から 300度15分27秒 114.00メートルの地点
 - ㊨の地点 ㊧の地点から 30度15分27秒 460.00メートルの地点
- (3) 面 積 52,439.24平方メートル

4 埋立地の用途

用 途	配 置	規 模
漁港施設用地	埋立地の全域	約0.8ヘクタール

5 出願の年月日

平成17年10月26日

6 関係図書等の縦覧場所

- (1) 水戸市笠原町978番 6
茨城県農林水産部水産振興課
- (2) 茨城県ひたちなか市和田町 2 丁目12番 1 号
ひたちなか市経済部水産課

7 縦覧の期間

平成17年11月17日から平成17年12月 7 日まで

茨城県告示第1318号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第 2 条第 1 項の規定に基づき, 公有水面埋立て免許の出願があったので, 同法第 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成17年11月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請者名称及び住所並びに代表者氏名及び住所

- (1) 申請者名称 茨城県
- (2) 申請者住所 茨城県水戸市笠原町978番 6
- (3) 代表者氏名 茨城県知事 橋 本 昌
- (4) 代表者住所 茨城県水戸市大町 2 丁目 1 番33号 県公舎

2 埋立区域

- (1) 位 置 茨城県ひたちなか市和田町 3 丁目13423番地先の公有水面
- (2) 区 域 次の の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ陸地により囲まれた区域
 - の地点 那珂湊漁港埋立区域に係る基準点 T - 1 (北緯36度20分22秒6550, 東経140度36分11秒1145) から254度28分09秒412.16メートルの地点
 - の地点 の地点から210度42分16秒 4.85メートルの地点

- の地点 地点から 300度41分04秒 67.00メートルの地点
- の地点 地点から 30度41分04秒 3.30メートルの地点
- の地点 地点から 300度41分04秒 41.57メートルの地点
- の地点 地点から 299度51分13秒 12.16メートルの地点
- の地点 地点から 21度42分11秒 6.90メートルの地点
- の地点 地点かち 21度43分00秒 20.80メートルの地点
- の地点 地点から 20度51分55秒 52.96メートルの地点
- の地点 地点から 290度51分55秒 4.18メートルの地点
- の地点 地点から 20度51分55秒 110.00メートルの地点
- の地点 地点から 110度51分55秒 0.88メートルの地点
- の地点 地点から 20度51分55秒 20.73メートルの地点

(3) 面 積 1,219.80平方メートル

3 埋立に関する工事の施行区域

- (1) 位 置 茨城県ひたちなか市和田町 3 丁目13423番地地先の公有水面
- (2) 区 域 次の㊶の地点から㊷の地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊶の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㊶の地点 那珂湊漁港埋立区域に係る基準点 T - 1 (北緯36度20分22秒6550, 東経140度36分11秒1145) から251度50分50秒387.12メートルの地点

㊷の地点 ㊶の地点から 210度40分23秒 46.00メートルの地点

㊸の地点 ㊷の地点から 300度30分34秒 176.00メートルの地点

㊹の地点 ㊸の地点から 21度03分03秒 259.86メートルの地点

㊺の地点 ㊹の地点から 118度59分01秒 56.62メートルの地点

㊻の地点 ㊺の地点から 192度06分23秒 223.07メートルの地点

(3) 面 積 24,008.61平方メートル

4 埋立地の用途

用 途	配 置	規 模
漁港施設用地	埋立地の全域	約0.1ヘクタール

5 出願の年月日

平成17年10月26日

6 関係図書等の縦覧場所

- (1) 水戸市笠原町978番 6
茨城県農林水産部水産振興課
- (2) 茨城県ひたちなか市和田町 2 丁目12番 1 号
ひたちなか市経済部水産課

7 縦覧の期間

平成17年11月17日から平成17年12月 7 日まで



茨城県告示第1319号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき, 道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年11月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年11月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 355号
- 2 供用開始の区間 行方市大字南字坂下168番2地先から
行方市大字南字坂下168番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成17年11月17日

茨城県告示第1320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年11月17日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年11月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 島並鉾田線
- 2 供用開始の区間 行方市大字南字坂下46番地先から
行方市大字南字坂下48番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成17年11月17日

茨城県告示第1321号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画風致地区を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成17年11月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
風致地区（佐和稲田風致地区）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分
ひたちなか市 大字稲田 字老ノ塚、字小八サマ及び字仲ノ丸の各一部
大字佐和 字前原、字番匠山、字清水、字八サマ、字高田、字宮下、字権現堂、字白屋、字篠根沢、字孫目、字孫目東及び字ウサキの各一部
大字高野 字柏野、字長生田及び字井坪尻の各一部
- 3 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第1322号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、下館・結城都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成17年11月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

道路 (3・3・82号 岩瀬長方線)

2 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

桜川市長方 字長町, 字星ノ宮, 字上野, 字飯島の各一部

中泉 字星ノ宮の一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第1323号

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第45条第2項の規定により, 笠間駅北土地区画整理組合の解散を認可したので, 同条第5項の規定に基づき告示する。

平成17年11月17日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1324号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により, 事業計画の変更を認可したので, 同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき, 次のとおり告示する。

平成17年11月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 鹿嶋市

2 都市計画事業の種類及び名称

鹿島臨海都市計画下水道事業

鹿嶋市公共下水道

3 事業施行期間 昭和51年3月15日から

平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 昭和51年茨城県告示第8号, 昭和56年茨城県告示第27号, 昭和58年茨城県告示第25号, 昭和63年茨城県告示第16号, 平成5年茨城県告示第34号, 平成8年茨城県告示第1111号, 平成12年茨城県告示第688号の事業地に鹿嶋市大字下津字大原山及び字高天原並びに大字宮中字神野附, 字桜町附及び字浜道の各全部の区域並びに大字宮津台並びに大字下津字神地, 字神池, 字番場, 字前畑, 字前山, 字長山及び字高塚山並びに大字宮中字角内附, 字新町附及び字東山並びに大字佐田字新宿, 字太夫羽場, 宇野境, 字屋敷廻り, 字屋敷廻り東山, 字春内及び字下夕山並びに大字鉢形字本内の各一部の区域を追加する。

茨城県告示第1325号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により, 事業計画の変更を認可したので, 同条第2項の

規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年11月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 桜川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
下館・結城都市計画下水道事業
岩瀬町公共下水道
- 3 事業施行期間 平成9年12月22日から
平成22年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 なし
 - (2) 使用の部分 平成9年茨城県告示第1321号の事業地に桜川市西桜川一丁目並びに西桜川二丁目並びに西桜川三丁目並びに東桜川一丁目並びに東桜川二丁目並びに東桜川三丁目の各一部の区域を加える。

茨城県告示第1326号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年11月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 桜川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
下館・結城都市計画下水道事業
大和村公共下水道
- 3 事業施行期間 平成9年12月22日から
平成22年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 なし
 - (2) 使用の部分 平成9年茨城県告示第1323号の事業地に桜川市阿部田字高塔頭の全部の区域並びに本木宇打越、字原、字谷島、字一丁田、字栗山及び宇榎戸並びに阿部田字永原、宇清水頭、字宮内、字北ノ内、字北浦、字諏訪東及び字合の各一部の区域を加える。

茨城県告示第1327号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年11月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 美浦村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
稲敷東部台都市計画下水道事業
美浦村公共下水道

- 3 事業施行期間 平成10年12月17日から
平成23年3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 平成10年茨城県告示第1369号の事業地に美浦村大字木原字羽黒，字根火山及び字白旗並びに大字請領字前，字志ノ内，及び字屋敷平の各全部の区域並びに大字木原字道町，字弁天，字渡戸，字居継，字大畑，字田辺，字大舟戸，字塚田，字新宿，字石神，字新山，字清月，字原，字北ノ久保，字三ノ丸，字きぜ，字平，字神田，字ハマ，字横須賀，字大日下，字押出し，字辻平，字御茶園，字沢ノ池，字大坊，字南内及び字妙法並びに大字請領字向地坪，字向地，字黙く犬，字中平，字八幡窪，字八幡平，字栄蔵前，字辺田，字宮脇，字後久保，字別所，字中坪，字下坪，字ニイヤ，字南坪，字妙山発句，字長堀，字下タハケ山，字大日久保，字イヌウマ，字中野，字小狭間，字新道及び字原並びに大字宮地字宮久保，字請領前及び字後谷津並びに大字茂呂字花立，字茂呂台，字台下，字栗久保，字子馬様及び字栗山作並びに大字布佐字東崎並びに大字大須賀津字後谷津及び字勢至並びに大字興津字東の各一部の区域を加える。

茨城県告示第1328号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により事業計画の変更認可を申請するにあたり，下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定に基づき，次のとおり告示する。

関係図書は，平成17年11月17日から平成17年11月30日まで，茨城県土木部都市局下水道課及び茨城県鹿島下水道事務所において縦覧に供する。

平成17年11月17日

茨城県知事 橋 本 昌

事業名称 鹿島臨海特定公共下水道事業
処理区域 深芝処理区
事業施行期間 昭和44年4月1日から
平成24年3月31日まで

茨城県告示第1329号

真壁町から平成17年9月26日付けで協議のあった南椎尾地区土地改良事業（かんがい排水）については，土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により，平成17年10月31日適当と決定したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この計画については，同法第96条の2第5項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に土地改良事務所長に異議申出をすることができる。

平成17年11月17日

茨城県筑西土地改良事務所長 足 立 洋 一

- 1 縦覧に供する書類
南椎尾地区土地改良事業（かんがい排水）計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成17年11月18日から
平成17年12月16日まで

3 縦覧の場所

筑西土地改良事務所

茨城県告示第1330号

河間土地改良区理事長から平成17年8月1日付けで認可申請のあった八田地区土地改良事業（かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成17年10月27日認可した。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の認可のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年11月17日

茨城県筑西土地改良事務所長 足 立 洋 一

茨城県告示第1331号

河間土地改良区理事長から平成17年8月1日付けで認可申請のあった羽方西地区土地改良事業（かんがい排水）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により平成17年10月27日認可した。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の認可のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県を被告として土地改良事業計画の認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年11月17日

茨城県筑西土地改良事務所長 足 立 祥 一

茨城県告示第1332号

水戸市岩根町750番地の2に事務所を置く飯富岩根那珂西土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成17年11月17日

茨城県水戸土地改良事務所長 庄 司 昭 也

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	海 野 勉	水戸市岩根町87番地
"	海 野 道 雄	" 岩根町105番地の1
"	勝 山 明	" 岩根町591番地の1
"	小 坏 泰	" 岩根町925番地
"	園 部 尊	" 岩根町917番地の1
"	大 内 一 司	" 岩根町667番地
"	埴 誠 一	" 岩根町718番地
"	栗 橋 芳 朗	" 岩根町758番地
"	小 坏 操	" 岩根町947番地の1
"	園 部 昭	" 岩根町1002番地
"	小 坏 忠 雄	" 岩根町1504番地

職 名	氏 名	住 所
理 事	栗 橋 勳	水戸市岩根町1425番地
"	小 山 繁	水戸市飯富町4607番地
"	綿 引 克 巳	" 飯富町665番地
"	鈴 木 勝 利	" 飯富町635番地の 1
"	綿 引 武 文	" 飯富町818番地
"	大 津 長 松	" 飯富町812番地
"	大 津 晃	東茨城郡城里町大字那珂西1895番地
"	海 野 義 美	" " 大字那珂西1922番地
監 事	園 部 克 己	水戸市岩根町671番地
"	栗 林 浩	" 飯富町1069番地の 2
"	薄 井 肇	東茨城郡城里町大字那珂西2088番地

2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	海 野 勉	水戸市岩根町87番地
"	海 野 道 雄	" 岩根町105番地の 1
"	勝 山 明	" 岩根町591番地の 1
"	小 坏 泰	" 岩根町925番地
"	園 部 尊	" 岩根町917番地の 1
"	大 内 一 司	" 岩根町667番地
"	埴 誠 一	" 岩根町718番地
"	栗 橋 芳 朗	" 岩根町758番地
"	小 坏 操	" 岩根町947番地の 1
"	園 部 昭	" 岩根町1002番地
"	小 坏 忠 雄	" 岩根町1504番地
"	栗 橋 勳	" 岩根町1425番地
"	小 山 繁	" 飯富町4607番地
"	綿 引 克 巳	" 飯富町665番地
"	鈴 木 勝 利	" 飯富町635番地の 1
"	綿 引 武 文	" 飯富町818番地
"	大 津 長 松	" 飯富町812番地
"	大 津 晃	東茨城郡城里町大字那珂西1895番地
"	海 野 義 美	" " 大字那珂西1922番地
監 事	園 部 克 己	水戸市岩根町671番地
"	栗 林 浩	" 飯富町1069番地の 2
"	丹 下 榮 一	東茨城郡城里町大字那珂西2090番地



公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年12月28日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年11月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成17年10月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 木造住宅耐震フォーラム

3 代表者の氏名

柳 澤 泰 男

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市千現1丁目23番地14

5 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して、木造住宅の耐震診断、補強改修工事に関する情報提供、耐震セミナー開催等の支援事業を行い、住宅の耐震化が促進されることで、大地震から生命や建物を守り、安全安心な住宅環境および、地球環境の実現に寄与することを目的とする。

~~~~~

### 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年1月5日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年11月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成17年11月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 小田地域振興協議会

3 代表者の氏名

普 入 敏 夫

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市小田2106番地2

## 5 定款に記載された目的

この法人は、歴史遺産の保存・管理、登山道・公園等の整備・管理、農業に関する啓蒙・普及等に関する事業を行い、筑波山を訪れるすべての人が筑波山の美しい自然環境を安全に享受することができるとともに、地域住民が穏やかに暮らせる地域社会、地域環境づくりを図り、ひいては新生つくば市の更なる発展に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年1月10日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年11月17日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成17年11月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 SeaWiNZ

3 代表者の氏名

篠 塚 栄 一

4 主たる事務所の所在地

茨城県神栖市波崎8828番地3 神栖市波崎商工会館内

5 定款に記載された目的

この法人は、子供から高齢者及び障害の有無に関わらずすべての人々に対して、自然風力を利用したスポーツ（ブローカート）の普及に関する事業を行い、自然環境にやさしいスポーツと地域清掃活動を通して、人々の健康増進と青少年の健全育成を図り、地域のスポーツ振興、自然環境の保全とあわせて地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

~~~~~  
基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年11月17日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 測量機関 国土地理院

## 2 作業の種類 基本測量（基準点測量）

## 3 作業終了日 平成17年9月30日

4 作業地域 日立市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、水海道市、高萩市、つくば市、潮来市、神栖市（旧波崎町）、  
銚田市（旧旭村）、  
東茨城郡大洗町  
~~~~~

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年11月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 茨城県常陸大宮土木事務所大子土木事業所
- 2 作業の種類 公共測量（2500レベル デジタルマッピング）
- 3 作業期間 平成17年11月10日から平成18年3月15日まで
- 4 作業地域 大子町 南部地域

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成17年11月17日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
那珂市横堀宇蛭内1833番2, 1834番4
- 2 事業主の住所及び氏名
常陸大宮市長倉832番地の1（上町住宅2号棟204号）
清 水 健 児

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
那珂郡東海村大字白方字前野50番5, 同番7
- 2 事業主の住所及び氏名
那珂郡東海村大字豊岡1860番地9
市 毛 亮

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
那珂郡東海村大字村松字雨澤830番3
- 2 事業主の住所及び氏名
那珂郡東海村大字村松797番地の2
山 城 澄 夫

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
神栖市高浜字玄蕃塚2629番21, 同番22
- 2 事業主の住所及び氏名
神栖市高浜2629 - 12
羽 生 修

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 坂東市辺田字丹後作527番11, 528番 1 の一部, 同番 3 の一部, 同番 4, 同番12, 字向地530番地 2 の一部, 同番 3 の一部, 532番 1, 同番 2

2 事業主の住所及び氏名
 つくば市飯田362番地 4
 株式会社 サカモト
 代表取締役 坂 本 光 男



1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 坂東市鶴戸字高野133番 1

2 事業主の住所及び氏名
 坂東市岩井1421番地10
 柿 沼 ゆかり



1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 水海道市豊岡町字浜乙305番 4

2 事業主の住所及び氏名
 水海道市豊岡町乙336番地
 杉 山 勲, 杉 山 和 子, 杉 山 大 輔



道路の位置の指定

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年11月17日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
鹿総建指令 第 450 号	平成17年11月 8 日	有限会社 住設計工房 取締役 牧 五夫	神栖市奥野谷2134番 地の 2	神栖市深芝字豊田182 番 6	メートル 4.00	メートル 34.94

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)